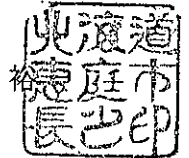


恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月24日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第29号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（昭和23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
第3条（略）	第3条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

現行	改正案
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
第4条 (略)	第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年12月1日から施行する。
(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 恵庭市長及び副市長に対し令和5年12月に支給する期末手当に関する第1条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の225」とあるのは、「100分の230」とする。
- 恵庭市教育委員会教育長に対し令和5年12月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の225」とあるのは、「100分の2

30」とする。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。